

労働災害

種 類	分 類	事 例	概 要
労働災害	墜落・転落	事例 1	樋門の型枠解体作業中に、被害者が作業予定にない他の作業員の作業を手伝おうと、作業足場端部のストッパーを乗り越えて、決められた作業通路以外を移動したところ、手を掛けた型枠パネルが倒れ、3. 4mの高さから転落し負傷したものである。
		事例 2	もたれ式擁壁の型枠撤去作業を作業床高さ約6mのキャットウォーク足場上で行っていたが、安全帯を掛けていた箇所が型枠取り外し作業の過程で固定されていない鋼管部材であったため、作業員がバランスを崩した際に安全帯を掛けていた部材と共に足場から地面に転落し負傷(肋骨、鎖骨骨折他)したものの。
	転倒	事例 3	引込柱へ取り付ける保安器箱の運搬準備のため、被災者へ待機指示を行っていたが、待機指示を破り、保安器箱を抱え、指示していた傾斜の緩やかな運搬経路ではなく、設置予定の引込柱の近くの傾斜が急な法面を徒歩で降り始めたところ、転倒し左手中指、環指、小指を骨折した。
	飛来・落下	事例 4	残土処分場において、片付け作業の柵の清掃作業が完了したため、集水柵へコンクリート蓋を設置する作業を行っていたところ、2箇所玉掛吊り金具のうち被害者側の金具が外れ、コンクリート蓋が高さ15cmから被災者右足(安全靴未着用)の上に落下し負傷(右第3趾末節骨骨折)したものである。
	切れ・こすれ	事例 5	保守工事において、除草作業で刈払機の先端につる草が絡まったため、一時作業を停止して、つる草を除去する為の準備を行っていた際に、作業員が刈払機のエンジンを停止しないままつる草を振り払おうとして刈払機を振ったところ、絡まったつる草が外れ、勢い余って近くに居た現場代理人の右下腿部へ草刈機の刃が接触し負傷したものの。

■事例1 労働災害事故（工事関係者）【墜落・転落】

事故概要

樋門の型枠解体作業中に、被害者が作業予定にない他の作業員の作業を手伝おうと、作業足場端部のストッパーを乗り越えて、決められた作業通路以外を移動したところ、手を掛けた型枠パネルが倒れ、3.4mの高さから転落し負傷したもの。【負傷者1名】

事故発生状況



事故原因

①予定にない作業を、元請に報告、確認せずに行ったため。

受注者の再発防止策

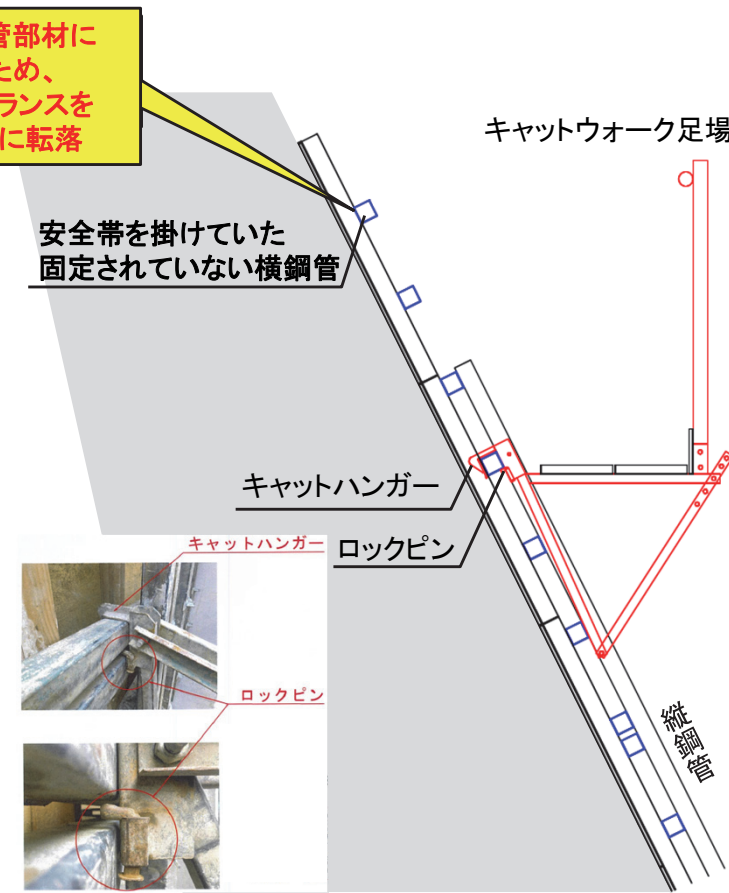
①予定作業の変更や追加作業を行う場合は、元請へ必ず報告させ、元請は変更又は追加作業の作業指示手順を作成のうえで、改めて作業従事者全員で作業手順の確認及び危険予知活動を実施する。

■事例2 労働災害事故（工事関係者）【墜落・転落】

事故概要

もたれ式擁壁の型枠撤去作業を作業床高さ約6mのキャットウォーク足場上で行っていたが、安全帯を掛けていた箇所が型枠取り外し作業の過程で固定されていない鋼管部材であったため、作業員がバランスを崩した際に安全帯を掛けていた部材と共に足場から地面に転落し負傷（肋骨、鎖骨骨折他）したもの。【被災者2名】

事故発生状況



作業員2名がバランスを崩し足場の右端に寄った際の衝撃でキャットウォークの左端部に浮き上がろうとする力が働き、これと共にロックピンが解除されてしまったためキャットハンガーが固定していた鋼管から外れ足場が倒壊した。
→ キャットウォークに限らずその固定方法がクランプ等による緊結と異なり比較的変位を生じさせやすいものである場合において、保持部分を番線等により補強を行う等、保持部分の変位を生じにくくする対策が必要。

事故原因

- ・墜落防止のために装着していた安全帯が固定されていない部材に掛けられていたこと
- ・キャットウォーク足場の外れ止めピンによる固定が甘かった

受注者の再発防止策

- ・元請主導のもと、安衛法に基づいた安全帯等の適切な使用を作業前、KY活動、安全巡視において指導、点検するとともに足場の計画を指導する。
- ・事前に施工図を確認し、安衛法で規定される足場の基準に適合することを確認する。枠組足場以外の足場を構築するときは手摺り、中棧の設置に留意し、足場の組立を示す。

【現場で実施した具体の再発防止策】

- ・型枠組立及び脱型作業時は安全帯を足場の手摺りに固定し、安全ブロックを使用
- ・キャットウォーク足場から本足場（クサビ緊結式足場）に工法変更

■事例3 労働災害事故（工事関係者）【転倒】

事故概要

引込柱へ取り付ける保安器箱の運搬準備のため、被災者へ待機指示を行っていたが、待機指示を破り、保安器箱を抱え、指示していた傾斜の緩やかな運搬経路ではなく、設置予定の引込柱の近くの傾斜が急な法面を徒歩で降り始めたところ、転倒し左手中指、環指、小指を骨折した。【被災者あり】

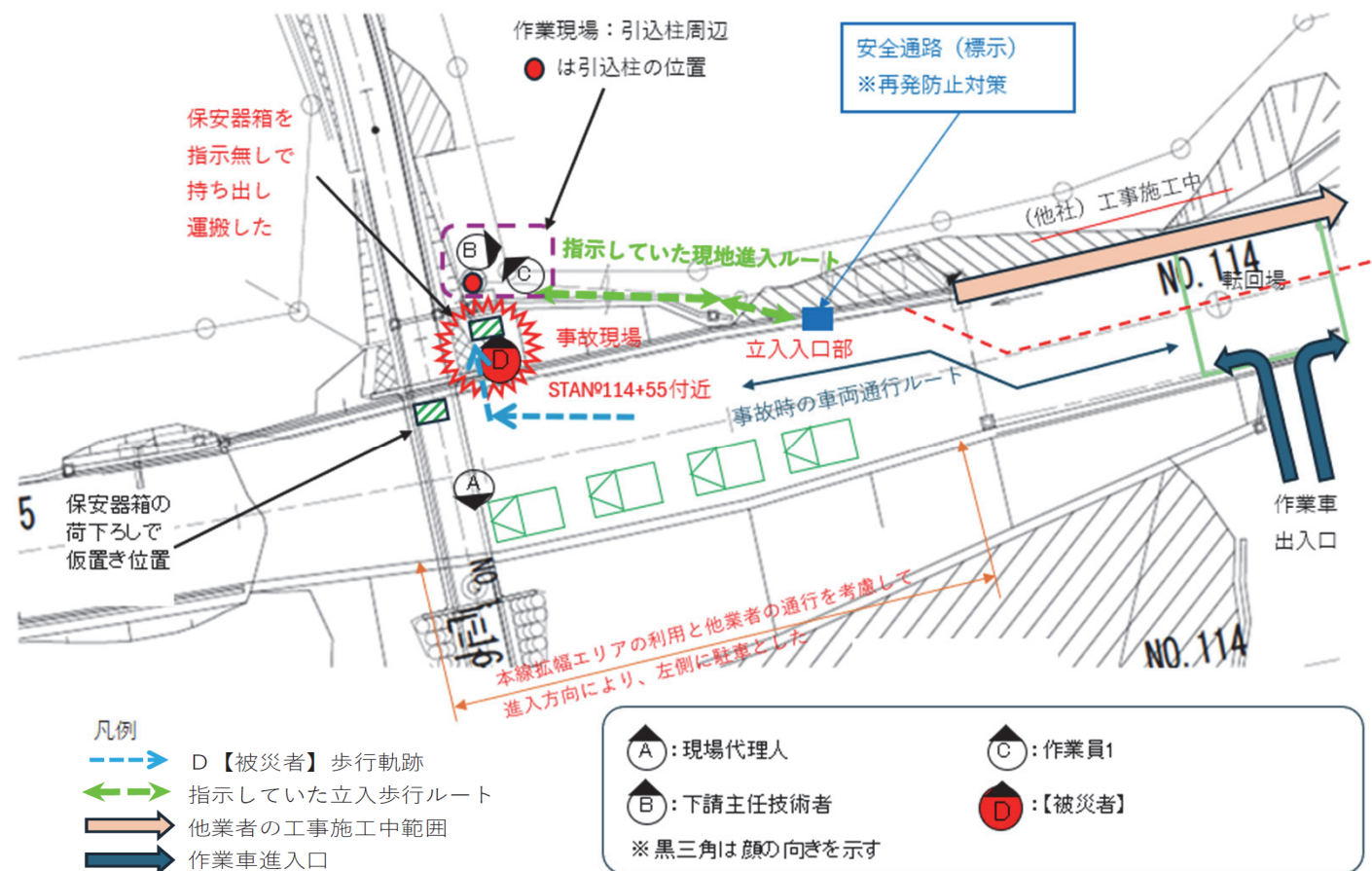
事故発生状況



運搬経路



事故発生状況図



事故原因

・作業現場内の危険箇所と安全に移動するためのルートの標示不足

受注者の再発防止策

- 1) 作業現場内への危険箇所や安全ルートの標示を行う。
- 2) KY等で、図示等で危険箇所や安全ルートを明瞭に示す。
- 3) 安全教育や、新規入場者教育で、指示遵守や、危険予知の再度の徹底を図る。

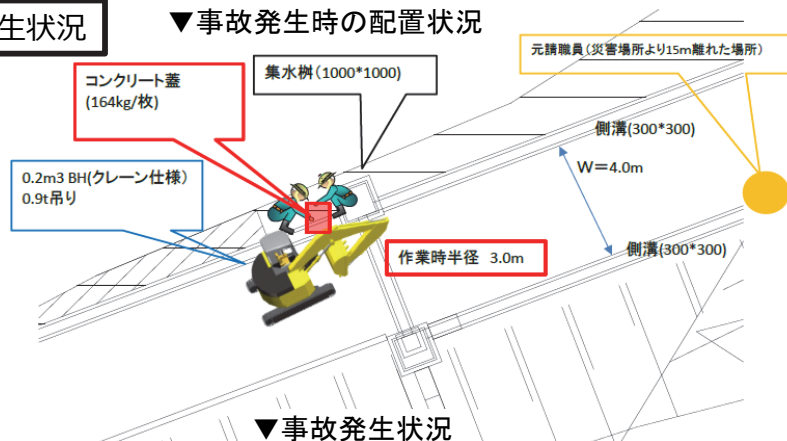
■事例4 労働災害事故（工事関係者）【飛来・落下】

事故概要

残土処分場において、片付け作業の柵の清掃作業が完了したため、集水柵へコンクリート蓋を設置する作業を行っていたところ、2箇所の玉掛吊り金具のうち被害者側の金具が外れ、コンクリート蓋が高さ15cmから被災者右足（安全靴未着用）の上に落下し負傷（右第3趾末節骨折）したものである。

事故発生状況

▼事故発生時の配置状況

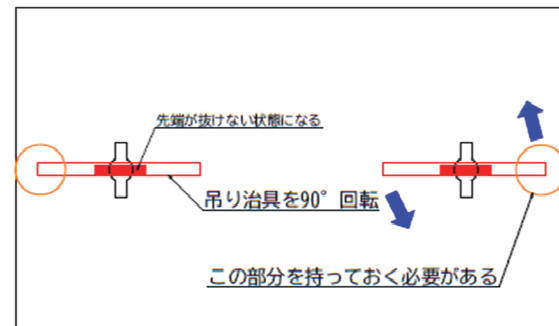


▼事故発生状況

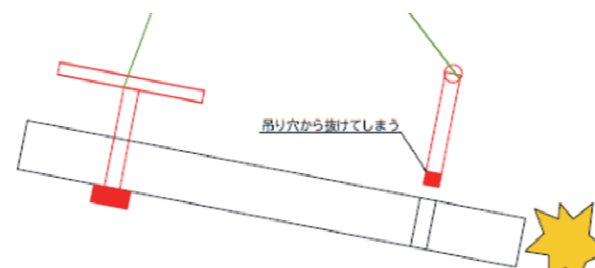


▼事故発生要因

吊り上げるときは吊り治具を90°回転させる



*吊り上げるためにベルトスリングにテンションを加えた時に吊り治具が矢印方向に回転する力が働き、差し込みの状態に戻ってしまう。その為丸囲いの箇所を回転しないように持つておく必要がある。



しっかり持っていなかったことにより吊り治具が回転し片側のみ落下してしまった。

▼使用資材

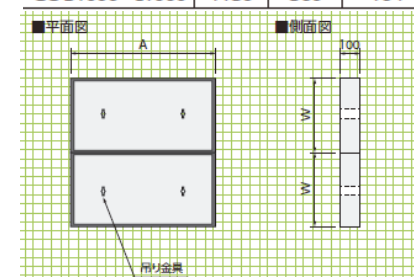


【ベルトスリング】



【吊り治具】
二次製品業者からリース

呼 称	寸 法(mm)		参考重量(kg)
	A	W	
GC-B1000-L1000	1130	560	164



【集水柵蓋】

事故原因

- ・吊り治具の取扱方法が十分周知できていなかった。
- ・被災者は玉掛けの資格は有していたが、土木作業の経験がなく吊り治具の使用方法を十分理解できていなかった。
- ・保護具（安全靴）の着用が出来ていなかった。
- ・被災者の診断結果の確認を十分に行っていなかった。

受注者の再発防止策

- ・吊り治具は実物を使用し確認を行い元請職員が関係者全員に周知させる。
- ・新規入場者教育の際に経験が少ないことを確認した場合は現場職員と下請けの主任技術者を交えて打ち合わせを行い従事させる作業を決定する。
- ・KY活動後に各下請け毎に全員で適切な保護具の着用が出来ているか、指差し確認を行う。元請の確認はKY活動後及び安全巡視時に行う。
- ・災害時の報告については、元請社員が病院に同行し、診断結果を十分確認し、施工計画書記載の「緊急時の体制及び対応」に沿って行動する。病院に同行した時点で発注者には必ず連絡を行う。下請けへの周知は毎月の安全訓練時に教育を行う。

■事例5 労働災害事故（工事関係者）【切れ・こすれ】

事故概要

保守工事において、除草作業で刈払機の先端につる草が絡まったため、一時作業を停止して、つる草を除去する為の準備を行っていた際に、作業員が刈払機のエンジンを停止しないままつる草を振り払おうとして刈払機を振ったところ、絡まったつる草が外れ、勢い余って近くに居た現場代理人の右下腿部へ草刈機の刃が接触し負傷したもの。

事故発生時の状況

- ①刈払機の先端につる草が絡まったがエンジンを停止させないまま作業を一旦中断した



- ②職長が防飛ネットを持っていた作業員に鎌を取りに行くよう指示



防飛ネットを持っていた作業員が鎌を取りに行くため一時離れた

- ③作業員が戻るまで近くにいた現場代理人が防飛ネットが飛ばないように持っていた

- ④刈払機を勢いよく右方向に振った



- ⑤つる草が外れ、勢い余って刈払機のアクセルを握り、刃が回転し防飛ネットを突き破り現場代理人に接触し負傷



事故原因

- ① 作業員が刈払機のエンジンを停止させずに絡まったつる草を振り払おうとした。
- ② 現場代理人が役割分担や作業手順を守らずに作業していたことを見逃した。

受注者の再発防止策

- ①-1 つる草が絡まった際は、エンジンを停止することを施工計画書に明記する。また、作業手順書を職長が常に携帯し、作業開始の度に元請けの現場代理人又は監理技術者から下請け業者全員へ作業手順を指導・徹底する。
- ①-2 作業指示書に作業を一時中止した際の手順及び、役割分担を明記する。また、選任業務と氏名を記載した「役割・道具のチェックリスト」を添付し、作業開始前に元請けの現場代理人又は監理技術者から下請け業者全員へ周知徹底する。
- ② 現場代理人の教育指導のためベテランの担当者を常時1名付けて教育を行うとともに、会社の若手社員を対象とした安全教育を定期的実施する。

公衆災害
交通事故
その他

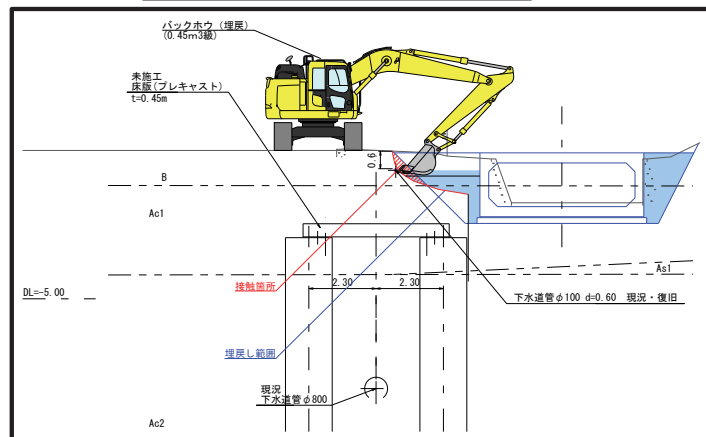
種 類	分 類	事 例	概 要
公衆災害	埋設物等損傷	事例 1	プレキャストボックス工の作業土工で埋戻しを行っていたところ、掘削法面付近の転圧のためバックホウで段切りを行っていて地下埋設管（下水道管）にバケットが接触し損傷・変形させた。
	一般車両損傷	事例 2	保守工事において、肩掛け式草刈機を使用して上り線の歩車道境界の除草作業を行っていたところ、下り車線を走行していた一般車両に飛び石があたり窓ガラスを破損させたもの。
		事例 3	高架橋工事の施工ヤードとして使用する中央分離帯付近の規制内に仮置きしていた騒音対策用のキャスター付き単管バリケード（防音シート設置）が、突風によりあおられて右折車線内に倒れかかり、通行中の一般車両の車体右側、パイザー、テール、窓ガラスを損傷した。
	施設損傷	事例 4	ダンプトラックにAs殻を積み込んでいたバックホウが旋回した際に、ブームが歩行者用信号機灯具に接触し損傷した。
		事例 5	法面の伐採作業中、道路法肩での伐採木積み作業に備えて、バックホウ（グラップル付）で集積作業中にアームがF型警戒標識板に接触し破損させた。現場代理人は、事故報告により、他工区で予定していた作業が中止となり、工程へ影響することを恐れ事故後、直ちに監督職員へ報告せず、約1ヶ月後に事故報告を行った。
		事例 6	舗装工を施工中のバイパス本線部に駐機していたバックホウを、施工の段取り変えのために別の箇所へ移動しようと走行を始めた直後、別工事で設置済みの道路標識にブームを接触させ、標識板を損傷させたもの。
		事例 7	カルバート工事において足場材をトラックに積み込み、荷の固定後、ブームの格納を確認せずに出発。現場出入口からバイパス下り線側道を西進中、高架橋壁高欄および主桁にユニックのブームが接触。 ガードレールと遮音壁に寄りかかるように停車
	架空線損傷	事例 8	道路改良工事の排水構造物工施工において、自由勾配側溝据付に必要な側溝切断をするため、側溝を横倒しにする目的でバックホウで吊り上げて旋回したところ、アームが架空線（NTT）及び架空線脱落防止用の一束化用ハンガに接触し、一束化用ハンガが外れたことで、架空線（NTT）が支持を失い、1m程度垂れ下がった公衆損害事故である。
		事例 9	試験盛土の準備作業において、敷均し完了後、独断で整地作業を行い、バックホウのブームが架空線（通信線）1条（49回線）を切断したもの。
		事例 10	片付け作業として縁石を移動式クレーン（クレーン付きバックホウ0.45m3級）で揚重し旋回していたところ、上部にあったNTTメッセンジャーワイヤー（H=5.8m）にバックホウのアームが接触したためメッセンジャーワイヤーを切断するとともに、その振動で中国電力ケーブルの絡まりが発生。現道上にメッセンジャーワイヤーが落下し、国道を走行中の一般車両2台に接触し、車両に擦り傷の損傷が発生したもの。【一般車両損傷含む】
		事例 11	堤防法面整形のため、堤防天端をバックホウのブームを上げ、横向き走行移動を行った際に、架空線にバックホウのブームが接触し、通信線等を損傷させたもの。
		事例 12	工事用進入路の除雪作業完了後、バックホウのブームを上げ旋回した際に架空線を切断したもの。
		事例 13	法面補修作業完了後、バックホウのブームを上げた際に上空の通信線を切断したもの。
	人身事故	事例 14	橋梁補修工事において、歩道を規制して伸縮装置の撤去作業を行っていたところ、現場内に自転車が進入し、撤去した伸縮装置部の段差で転倒し一般の方が負傷したもの。
		事例 15	伐木作業中に事業用地内に誤って進入した地元住民（被災者）と切り倒した伐木の先端部分が接触し、被災者が右足の大腿骨を骨折した。
交通事故	交通事故（道路）	事例 1	トンネル警報設備工事において、片側交互規制内より交通誘導員の合図により規制内から4tダンプ車が退出した際、規制の追い上げ車（軽トラック）が4tダンプに追突したもの。
その他	その他	事例 2	仮置場の散水養生で使用していた散水車の水を汲むため、河川に移動。散水車の水を汲んでいる際、当事者は満水になっているか確認するために散水車後方の梯子を上ったところ、散水車が後方に動き出し、そのまま河川内に転落し水没

■事例1 公衆災害事故（公衆災害）【埋設物等損傷】

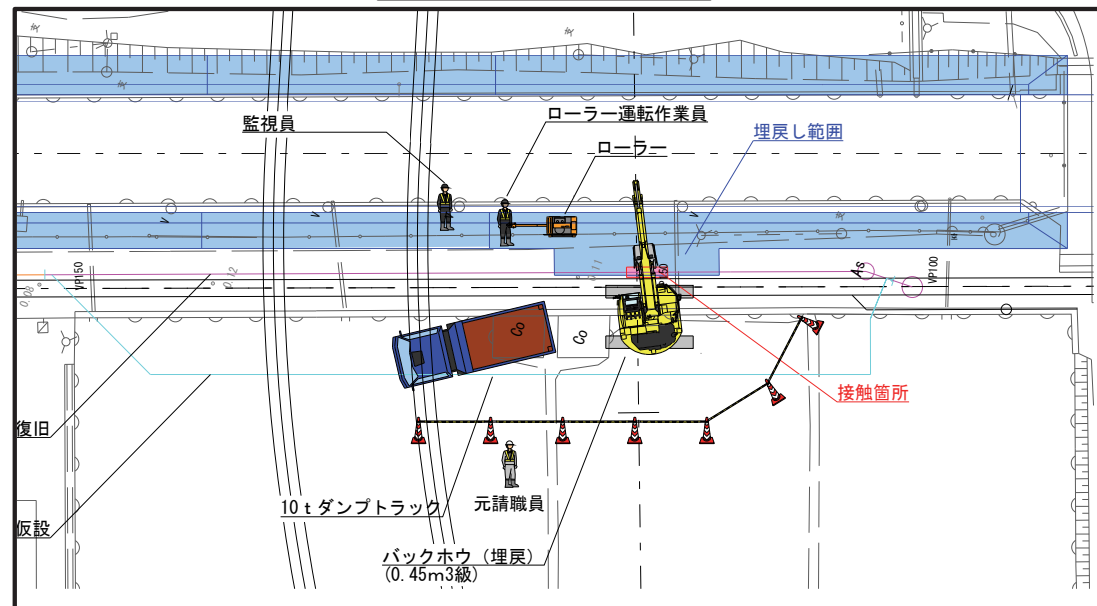
事故概要

プレキャストボックス工の作業土工で埋戻しを行っていたところ、掘削法面付近の転圧のためバックホウで段切りを行っていて地下埋設管（下水道管）にバケットが接触し損傷・変形させた。【漏水等無し】

事故発生状況横断面図



事故発生時の配置状況



損傷状況写真



事故原因

- ・職長は、埋戻し作業のため掘削はないと考え、埋設管表示の復旧を行わなかった。
- ・重機オペレーターは、下水道管のあることは知っていたが作業に集中し埋設管の存在を忘れてしまった。
- ・元請は当日は埋設管近接作業だったのに、埋設管の注意指示を怠っていた。

受注者の再発防止策

- ・近接施工では必ず埋設管表示復旧を行う。基準杭を設置、埋設表示は鉄ピン、トラロープを設置、表示後は元請・下請け両者で確認後作業する。
- ・元請職員、監視員は朝礼等の作業前に埋設管注意喚起を行う。また、重機が近接作業を行うときは再度オペレーターに埋設管接触注意の注意喚起を行う。
- ・元請職員は占用物件、構造物の近接施工がある場合は、作業打合せ、朝礼、ミーティング、安全巡視で接触注意の指示を行う。

■事例2 公衆災害事故（公衆災害）【一般車両損傷】

事故概要

保守工事において、肩掛け式草刈機を使用して上り線の歩車道境界の除草作業を行っていたところ、下り車線を走行していた一般車両に飛び石があたり窓ガラスを破損させたもの。【一般車両(軽自動車1台)窓ガラス破損】

事故発生時の状況



通常は飛散防止ネットを使用



ポイント

- ・ 飛散防止措置をしないまま肩掛け式草刈機を使用して作業を行った。

事故原因

①急遽作業員が一人少なくなり、飛散防止ネットによる飛散防止措置をしないまま肩掛け式草刈機を使用して作業を行った。

受注者の再発防止策

- ①作業当日に急遽作業班の人員に変更が生じた場合は、K Y時に作業形態を確認する。
具体的には、作業標準書が遵守できない事項をピックアップし、遵守できる体制で役割分担を見直すか、当日の作業を中止する措置を行う。
- ②作業標準書の危険度を見直す。
具体的には、第三者被害想定は「危険度」をランクアップさせ、作業員に対し重要性を「視覚的に」再認識させる。

■事例3 公衆災害事故（公衆災害）【一般車両損傷】

事故概要

高架橋工事の施工ヤードとして使用する中央分離帯付近の規制内に仮置きしていた騒音対策用のキャスター付き単管バリケード（防音シート設置）が、突風によりあおられて右折車線内に倒れかかり、通行中の一般車両の車体右側、バイザー、テール、窓ガラスを損傷した。【一般車両損傷1台】

事故発生状況



【発生前 仮置きイメージ】



【令和8年1月10日23:47 発生時イメージ】



キャッチクランプにて
仮設GrのH鋼に固定



トラロープによる結束

事故原因

・夜間の下り線通行止め規制（上り線対面通行）終了後、昼間の終日車線規制に切り替えるため、騒音対策用のキャスター付き単管バリケード（以下、単管バリケード）を中央分離帯付近の規制内に仮置きした。
・事故発生当時、単管バリケードの足元を仮設GrのH鋼にキャッチクランプによる固定及びトラロープによる結束をしていたが、上部は未対策だったため、突風により、規制内に仮置きしていた単管バリケードがあおられ、上り線側の右折車線内に倒れかかり、通行中の一般車両へ接触した。
・上記の事故が発生したにも関わらず、主任監督員への連絡が約8時間後になった。

受注者の注意防止策

【転倒防止対策】

- ・車道側への転倒防止のため、日々作業完了後に単管バリケードを倒して仮置きする。
- ・規制内が狭隘で倒して仮置きできない場合は、場内側へ引張（重機や仮設材等の重量物）を取って固定する。
- ・安全巡視日報を改定し、規制解除時の点検項目を新たに追加する。

【連絡体制の不備】

- ・現場及び社内関係者が認識を共有できるよう、より詳細な緊急連絡体系表を作成し、周知徹底を図る。
- 対策内容は、施工計画書等に反映させる。

■事例4 公衆災害事故（公衆災害）【施設損傷】

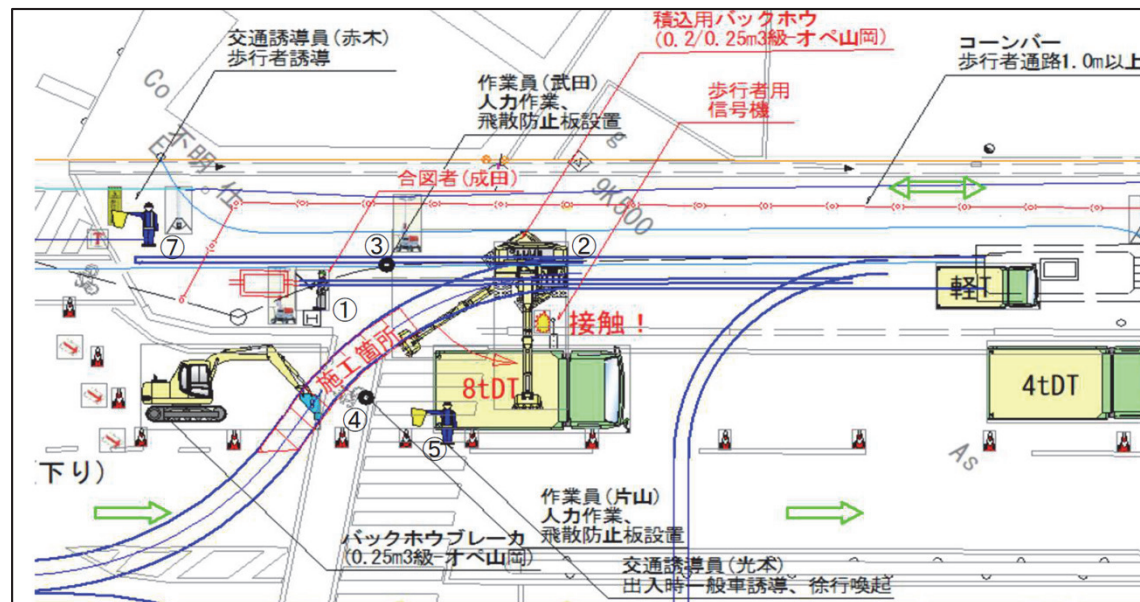
事故概要

ダンプトラックにAs殻を積み込んでいたバックホウが旋回した際に、ブームが歩行者用信号機灯具に接触し損傷した。
【歩行者用信号灯具損傷1基】

事故発生時の状況



事故発生時の配置



事故原因

- ①具体的な施工指示（機材等の配置、監視体制等）が不十分であった。
- ②合図者が操作停止の指示を出さずにバックホウから目を離し、他の作業を監視していた。
- ③合図者の立ち位置から歩行者信号機の灯具が死角となっていた。
- ④バックホウのオペレーターが合図者の指示がないままバックホウを旋回させた。

受注者の再発防止策

- ①重機を使用する作業で、支障物との接触の恐れのある場合は、重機の向き、占有物件の方向に旋回させないこと、保安施設による防護方法を定めた機材等配置図（作業手順書）を作成し、また施工中は、元請の社内検査員（本社職員）が配置図と現地の照合確認を行う。
- ②合図者を専任とし、バックホウの稼働中は、周囲や上空を集中して監視することや、合図の方法について、作業手順書に追記して徹底するとともに、安全教育を実施して周知を図る。
- ③占有物が近接しており、合図者の位置から死角を生じる際は、監視員を別に専任し、死角となる箇所の監視にあたらせる。
- ④重機の旋回操作を僅かでも行う際は、合図者の指示を必ず仰ぐことについて、作業手順書に追記して徹底するとともに、安全教育を実施して周知を図る。

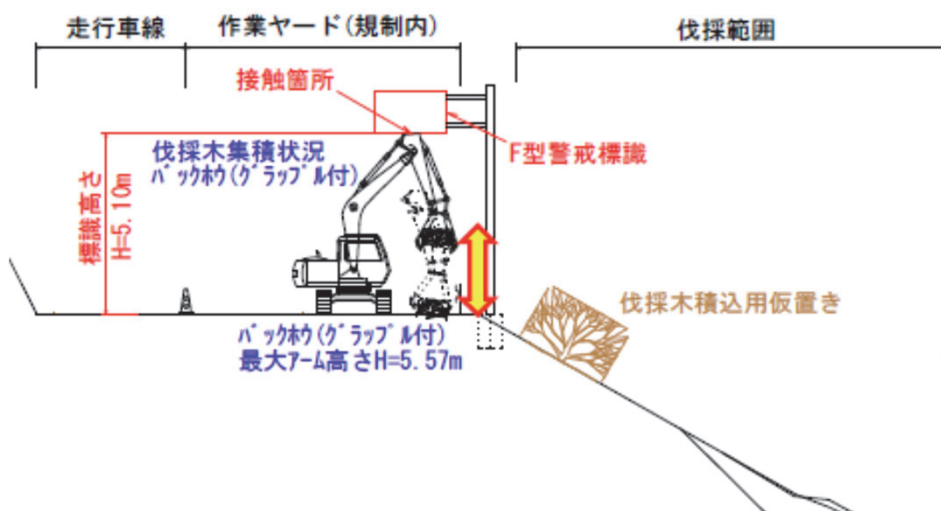
■事例5 公衆災害事故（公衆災害）【施設損傷】

事故概要

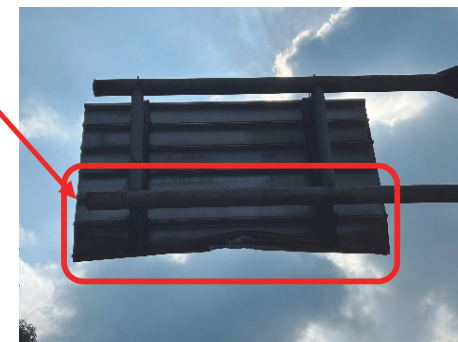
法面の伐採作業中、道路法肩での伐採木積み込みに備えて、バックホウ(グラップル付)で集積作業中にアームがF型警戒標識板に接触し破損させた。現場代理人は、事故報告により、他工区で予定していた作業が中止となり、工程へ影響することを恐れ事故後、直ちに監督職員へ報告せず、約1ヶ月後に事故報告を行った。【F型警戒標識板損傷】

事故発生時作業状況

作業断面図



損傷した標識



事故発生時の作業重機

事故原因

- ① バックホウ（グラップル付）のオペレーターが合図者の指示が無いにもかかわらず、アームを上昇させた。
- ② 道路標識周辺での作業における安全対策及び注意喚起が不足していた。
- ③ 事故報告より工事進捗を優先し、事故後、直ちに監督員へ報告をしなかった。
緊急事態発生時の対応に従い事故報告を迅速に行い再発防止に努めるべきだったが、事故報告により、他工区で予定していた作業が中止となり、工程へ影響することを恐れ報告しなかった。

受注者の再発防止策

原因①に対する対策

- ・バックホウ（グラップル付）作業日には、KY活動時に合図者を明確にするとともに、KY活動時に記載し、合図者の合図により機械を操作するよう周知徹底を図る。
- ・標識柱周り8.0mは、バックホウ（グラップル付）による施工を禁止する。建設現場向け特殊無線ヘリマシステムを使用しバックホウ（グラップル付）が標識柱から半径8mに入ると自動感知し光と音で運転手へ知らせる。
- ・標識柱周り8.0mに単管バリケードを設置することにより、バックホウ（グラップル付）による作業禁止範囲を明確化する。なお、作業禁止範囲内の作業については、人力による対応とする。

原因②に対する対策

- ・標識柱への注意喚起看板「頭上標識注意」を設置する。

原因③に対する対策

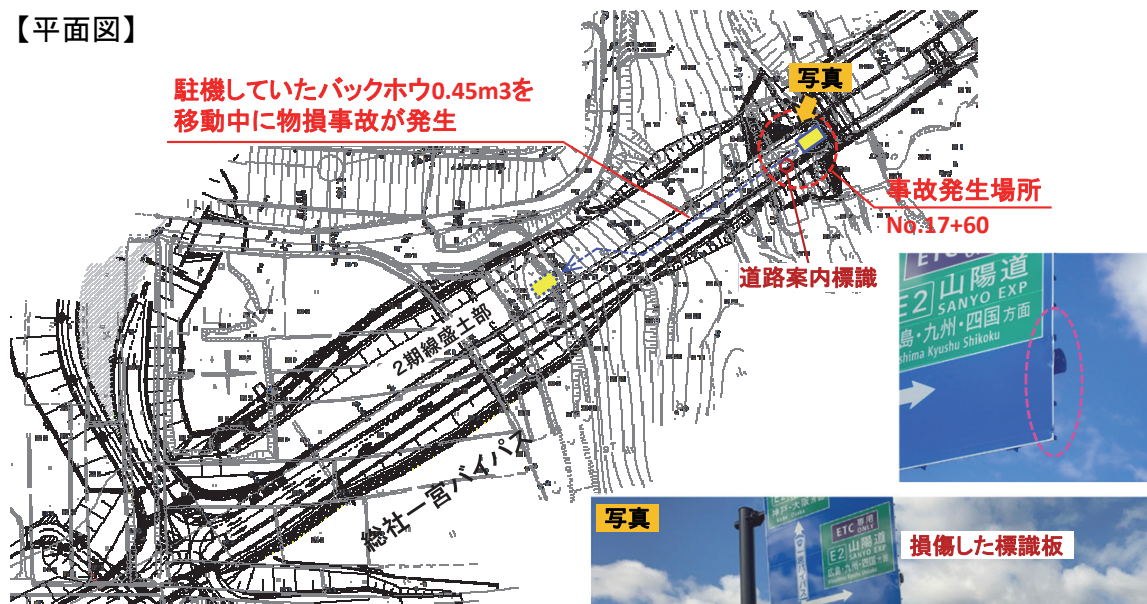
- ・緊急連絡体制再確認検討会を実施し、事故発生時の会社への報告ルート[通報者→元請職員→会社]を2系統とした。名刺サイズの報告ルートを『緊急連絡先カード』として作成し作業員全員に配布し周知徹底する。
- ・安全巡視責任者として土木グループ次長を工事期間中配置する。
- ・安全巡視員を兼務していた現場代理人と監理技術者を安全巡視員から除き、別途安全巡視員を1名追加配置する。
- ・社長より全社員に対し、事故発生時は発注者及び会社に即時報告することを再度強く通達するため、webにより社員教育を一斉に実施する。また、施工中の現場について会社幹部が直接訪れ、即時報告の周知徹底を図る。
- ・本社から監督員への連絡体制を追記。

■事例6 公衆災害事故（公衆災害）【施設損傷】

事故概要

舗装工を施工中のバイパス本線部に駐機していたバックホウを、施工の段取り変えのために別の箇所へ移動しようと走行を始めた直後、別工事で設置済みの道路標識にブームを接触させ、標識板を損傷させたもの。【被害：道路案内標識板損傷】

【平面図】



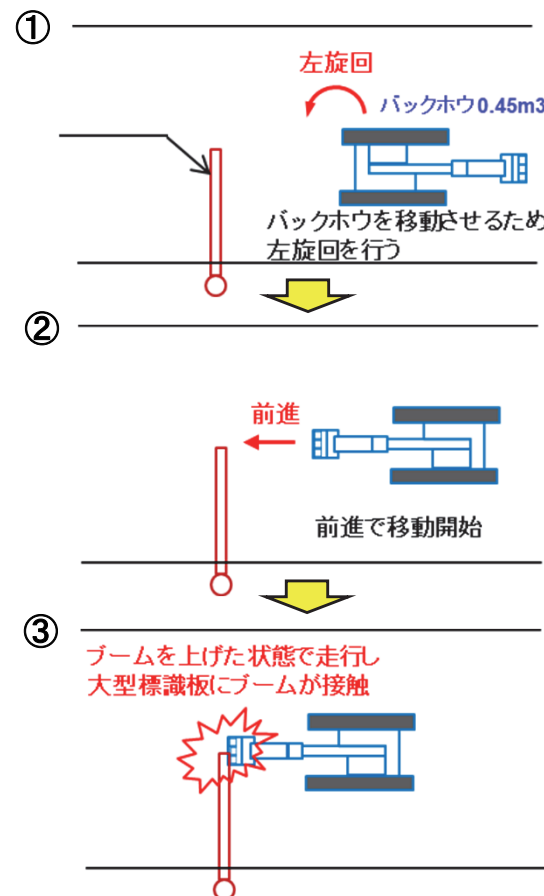
※当日朝の作業打ち合わせにおいて、別箇所でのコンクリート打設作業が完了した後、見張り員を配置したうえでバックホウを移動するよう、元請から下請作業員へ指示していた。

※しかし下請作業員が、作業時間の短縮を図ろうとコンクリート打設完了前に見張り員を配置せずに独断で移動を始めた結果、事故が発生した。



舗装面から標識板下端 H=5.3m

事故発生状況



事故原因

- ・バックホウオペレーターが、事前に指示された時間を守らず単独の判断により作業してしまった。
- ・作業打ち合わせにおける元請けからの指示および現場ののぼり旗や注意喚起表示により架空物があったことを認識していたにもかかわらず、架空物への注意が不足しており、ブームを下げ忘れた。

受注者の再発防止策

- ・朝礼時に「予定外作業の禁止」「作業変更時の報告厳守」「架空障害物の現地確認の励行」を参加者全員にて唱和し、安全確認の形骸化を防止する。
- ・事故状況を説明したポスターを作成し、現場事務所、バックホウ運転席に掲示する。
- ・架空物のある箇所で使用するバックホウの規格を小サイズ化する。
- ・バックホウ稼働時の最大高さとなるブームとアームの接続部に接触防止マークを表示。
- ・架空物の直下にカラーコーン等で進入禁止措置を講じる。
- ・バックホウの運転教育を強化、移動時の手順を運転席の扉に掲示する。

事故概要

カルバート工事において足場材をトラックに積み込み、荷の固定後、ブームの格納を確認せずに出発。現場出入口からバイパス下り線側道を西進中、高架橋壁高欄および主桁にユニックのブームが接触。ガードレールと遮音壁に寄りかかるように停車 **【主桁、壁高欄、ガードレール、遮音壁損傷】**

事故発生状況

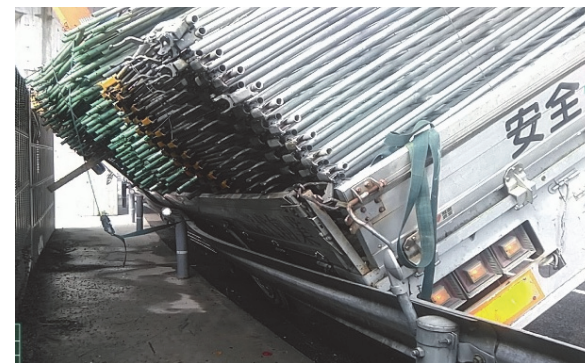
【平面図】



※ 足場解体作業後、ユニックで資材を搬出する際、ブームの格納をしないまま現場退出

※ 北側出入口から退出しよう指示していたが、閉鎖していた高さ制限を設置していない南側出入口から退出してしまった。また、北側出入口も一時的に高さ制限を撤去した後、再設置できていなかった。

【事故発生図】



※ ユニックのブームが高架橋壁高欄および主桁に接触し、主桁・ガードレール・遮音壁等を損傷した。



事故原因

- ・北側出入口にあった高さ制限を一時的に撤去した後、再設置できていなかった。南側出入口を整備した際に高さ制限を設置していなかった。
- ・クレーンブームの格納確認ができていなかった。
- ・悪天候であったため、運転手が焦って運転席に戻ってしまった。
- ・出入口は北側と周知していたにも関わらず、閉塞していた南側出入口から退出してしまった。

受注者の再発防止策

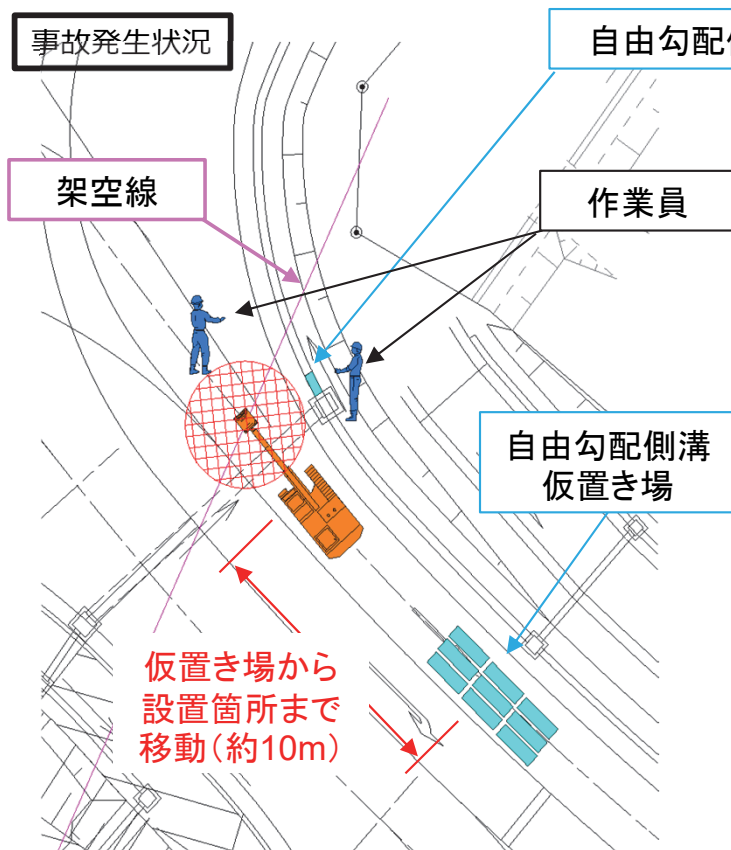
- ・全ての出入口に高さ制限枠を設置。
- ・出入口手前に自車の姿が確認できる設備を設置。(カメラ+モニター)(1箇所)
- ・その他の出入口は自車の姿が確認できる鏡と同等のものを設置。
- ・車両退出時は必ず複数人でブームの格納、荷の固定状況を確認する。
- ・悪天候の際は雨具を装備 雨の際は現場巡回の頻度を増やす。
- ・朝礼時に出入口を指示、使用しない出入口は容易に開閉できないよう閉鎖を徹底する。

■事例8 公衆災害事故（公衆災害）【架空線損傷】

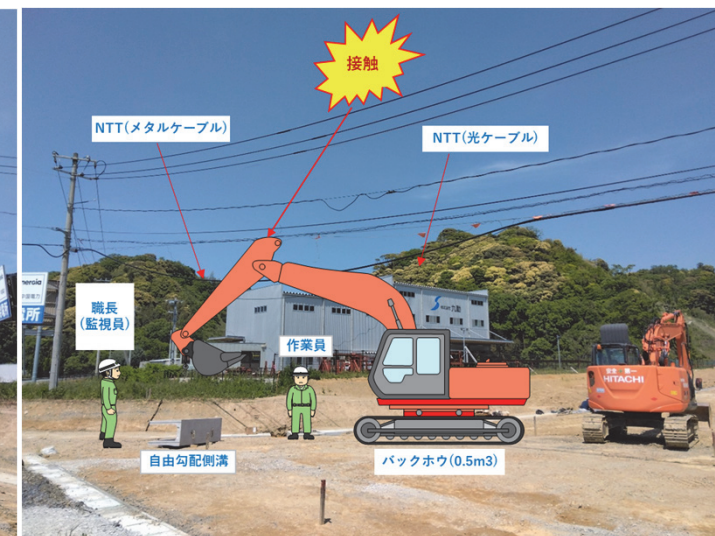
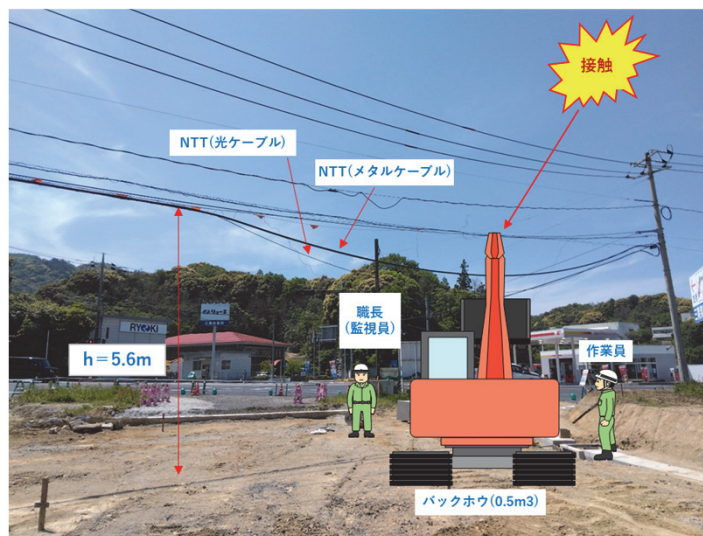
事故概要

道路改良工事の排水構造物工施工において、自由勾配側溝据付に必要な側溝切断をするため、側溝を横倒しにする目的でバックホウで吊り上げて旋回したところ、アームが架空線(NTT)及び架空線脱落防止用の一束化用ハンガに接触し、一束化用ハンガが外れたことで、架空線(NTT)が支持を失い、1m程度垂れ下がった公衆損害事故である。
【被害: 架空線垂れ下がり(ケーブル線損傷なし・通信被害なし)】

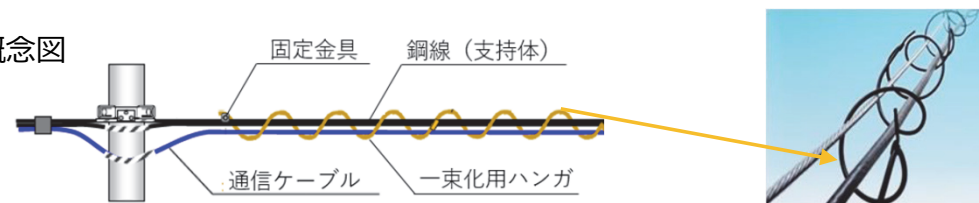
事故発生状況



＜バックホウブームが架空線に接触＞



一束化用ハンガ概念図



事故原因

- ①施工箇所に架空線が存在することを認識していたにも係わらず、架空線前後にゲートによる高さ制限措置がなされていないかった。
- ②架空線の下で重機による作業を最小限とする必要があったにも係わらず不要な作業を行った。
- ③施工計画書に定めている監視員が上空の架空線を確認していなかった。

受注者の再発防止策

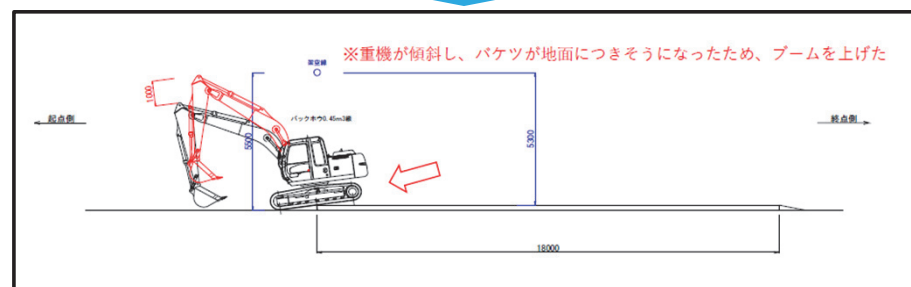
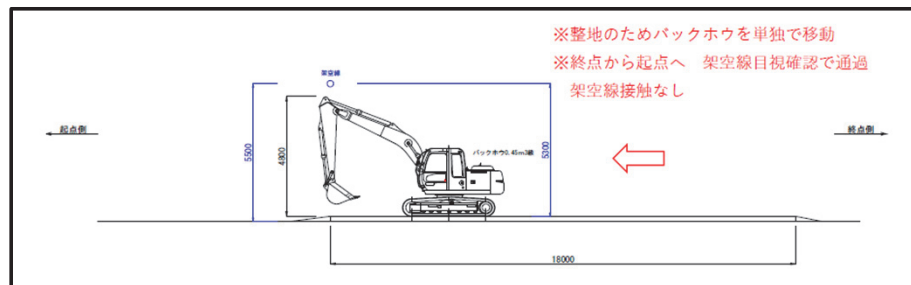
- ①架空線の前(後)3m(間隔)に、ゲートによる高さ制限(H=5m、W=8m)と注意看板、注意標識旗等の困障工を設置する。
- ②接触の恐れがある架空線下での作業を最小限にするため、側溝切断行為は架空線から離れた側溝仮置き場で行う。
- ③支障物である架空線への接触・切断事故を防止するための監視員を専属で配置する。

■事例9 公衆災害事故（公衆災害）【架空線損傷】

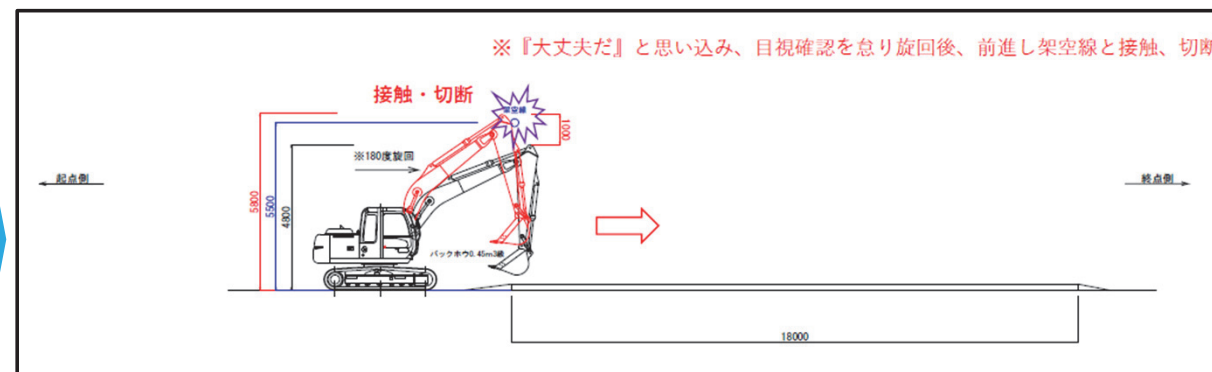
事故概要

試験盛土の準備作業において、敷均し完了後、独断で整地作業を行い、バックホウのブームが架空線（通信線）1条（49回線）を切断したもの。【断線による苦情・問合せ等無し】

事故発生状況



架空線を切断したことにより、元々の位置から6.0m離れた位置まで脱線した。



事故原因

- ・当事者が独断で予定外作業を行った。
- ・オペレーターが「大丈夫だ」と思い込み、目視確認を怠った。
- ・試験盛土ヤードの位置が架空線と近接していた。
- ・作業打合せ時やKY時に下請作業員への指導、徹底が不足していた。
- ・作業手順書が路床盛土全体の手順書となっており、各地区での手順が不明確だった。
- ・元請職員が他作業をしており、現場全体への注視が疎かだった。
- ・重機点検のため、0.45m3バックホウの鍵を現場に持って行ったが当事者が所持したままになっており、管理が出来ていなかった。

受注者の再発防止策

- ・元請から下請けに対して、予定外作業をしないよう再指導、再徹底する。
- ・バックホウのオペレーターは重機移動・旋回前に必ず架空線の目視確認を行う。
- ・工程（試験時期）の見直し、試験盛土ヤードの位置を変更する。
- ・作業打合せやKY活動の様式を見直す。地区毎に作業指示と安全指示を記載できるよう変更。また、KYに誘導員（監視人）を誰が行うか明記し、安全管理徹底を図る。
- ・各地区に特化した作業手順書を作成し、作業員に周知徹底する。
- ・元請職員間の役割を明確にし作業打合せ簿に記載する。作業監視役などの個別作業については、監視技術者以外が基本的に担当し、監視技術者は現場全体を把握できる体制にする。
- ・重機点検後、施工計画及び作業手順書に記載のない重機のカギについては職長に必ず返却し管理させる。

■事例10 公衆災害事故（公衆災害）【架空線損傷】【一般車両損傷】

事故概要

片付け作業として縁石を移動式クレーン（クレーン付きバックホウ0.45m³級）で揚重し旋回していたところ、上部にあったNメッセンジャーワイヤー（H=5.8m）にバックホウのアームが接触したためメッセンジャーワイヤーを切断するとともに、その振動で電力ケーブルの絡まりが発生。現道上にメッセンジャーワイヤーが落下し、国道を走行中の一般車両2台に接触し、車両に擦り傷の損傷が発生したもの。【被害：メッセンジャーワイヤー切断（通信障害なし）、電力ケーブルの絡まり（停電なし・絡まり解消）、一般車両 2台に擦り傷】

事故発生状況

【平面図】



【事故状況写真】



【再発防止対策実施】



事故原因

- ・架空線に対する防護措置が不足し、事故当日の作業指示において使用機械の具体的な指示をしていなかったこと。
- ・監視員が重機から離れた状態で単独作業を行ったこと。
- ・架空線が存在することは認識していたが、架空線への意識が低下していたことによる。

受注者の再発防止策

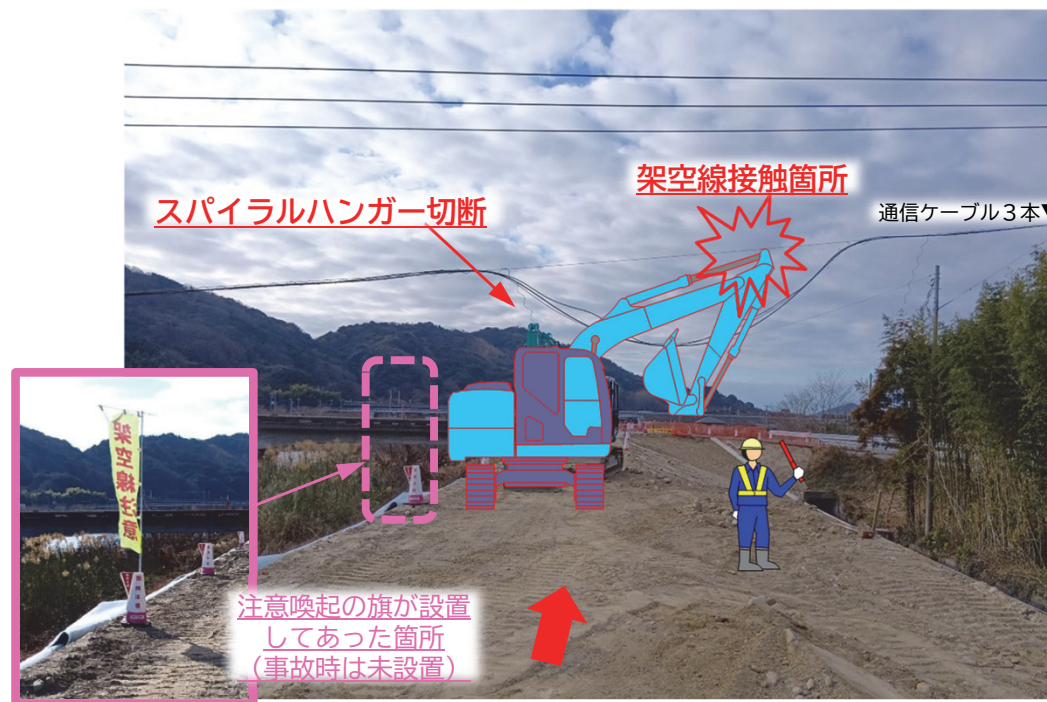
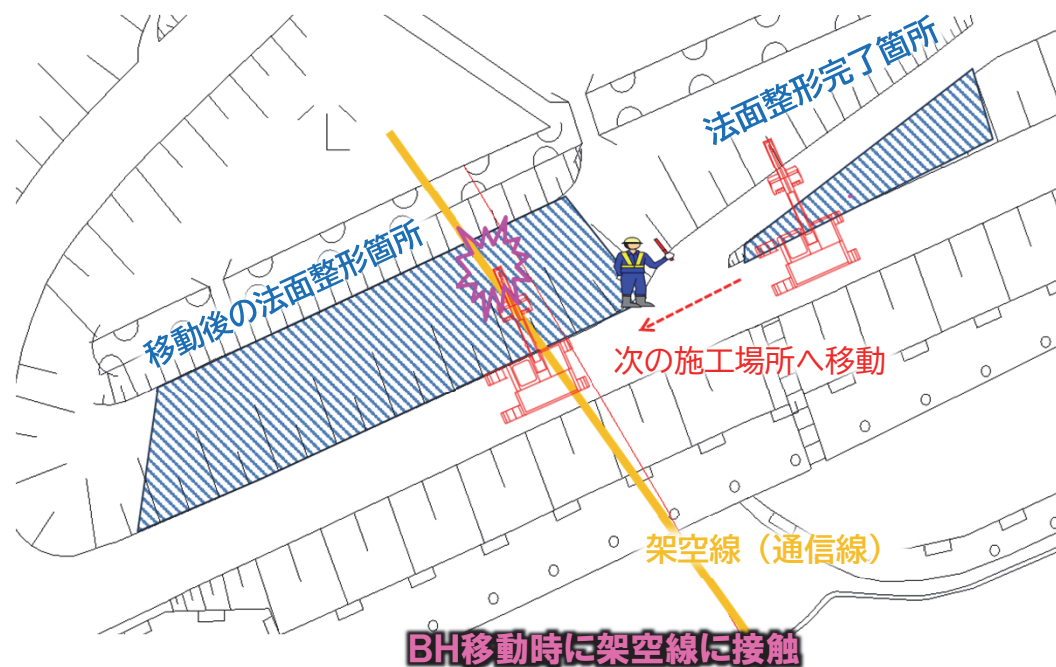
架空線に対しては適切な位置に防護線を設置し、併せてKY活動シートおよび作業手順書へ架空線対策を追記する。さらに、現場を横断する架空線については起終点から各5m(計10m)を「架空線対策エリア」と設定し、路面上に注意喚起用のゴムマットを敷設するとともに、四隅に看板を設置してエリアを明示し、作業員への注意喚起を徹底する。また、バックホウ運転手には必ず重機誘導員を確認しながら作業を行うよう徹底指導するとともに、重機誘導員についても重機から離れず的確に誘導を行うよう徹底指導する。これらの内容をKY活動シートおよび作業手順書に明記し、現場全体で共有・遵守することで再発防止を図る。

■事例11 公衆災害事故（公衆災害）【架空線損傷】

事故概要

堤防法面整形のため、堤防天端をバックホウのブームを上げ、横向き走行移動を行った際に、架空線にバックホウのブームが接触し、通信線等を損傷させたもの。【通信線等損傷、影響世帯なし】

事故発生状況



事故原因

①架空線位置を示す注意喚起の明示が適切に行われていなかった。

受注者の再発防止策

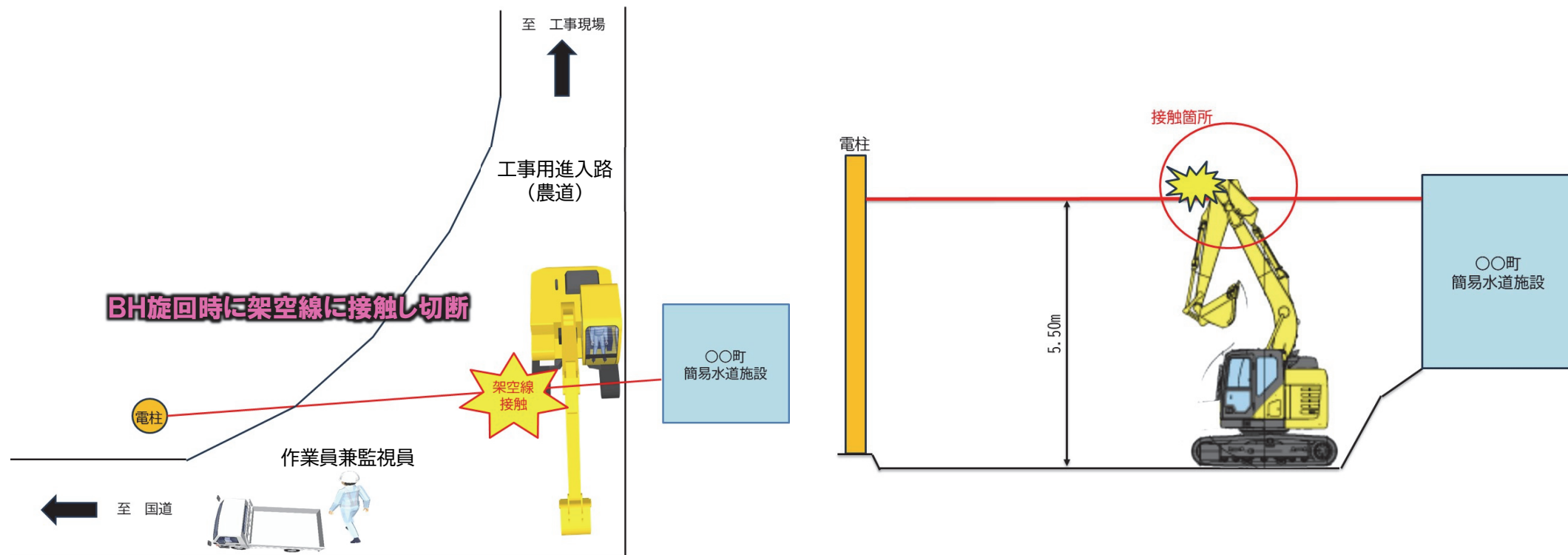
①当日の施工形態に応じて重機オペレータから見える位置に注意喚起表示を行う。

■事例12 公衆災害事故（公衆災害）【架空線損傷】

事故概要

工事用進入路の除雪作業完了後、バックホウのブームを上げ旋回した際に架空線を切断したもの。
【町所有簡易水道施設引込線切断、影響世帯なし】

事故発生状況



事故原因

①除雪作業を踏まえた架空線接触・切断事故防止対策計画の検討が十分ではなく、適切な保安措置を行ってなかった。

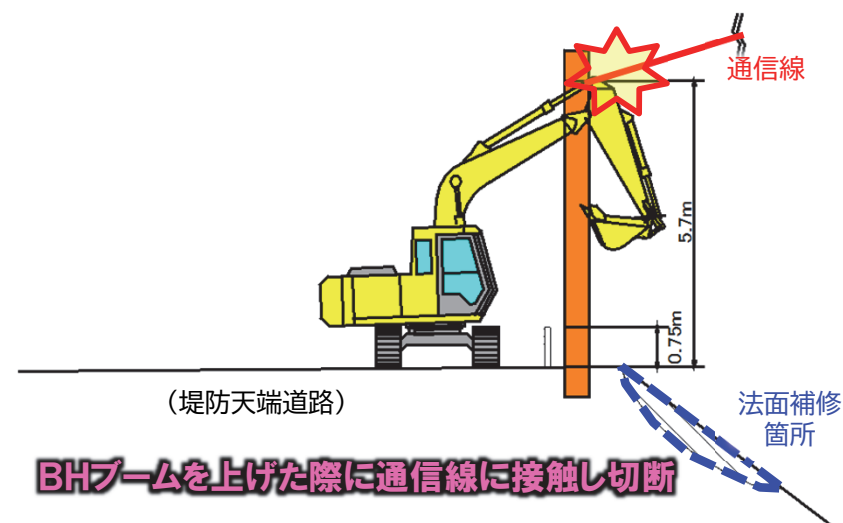
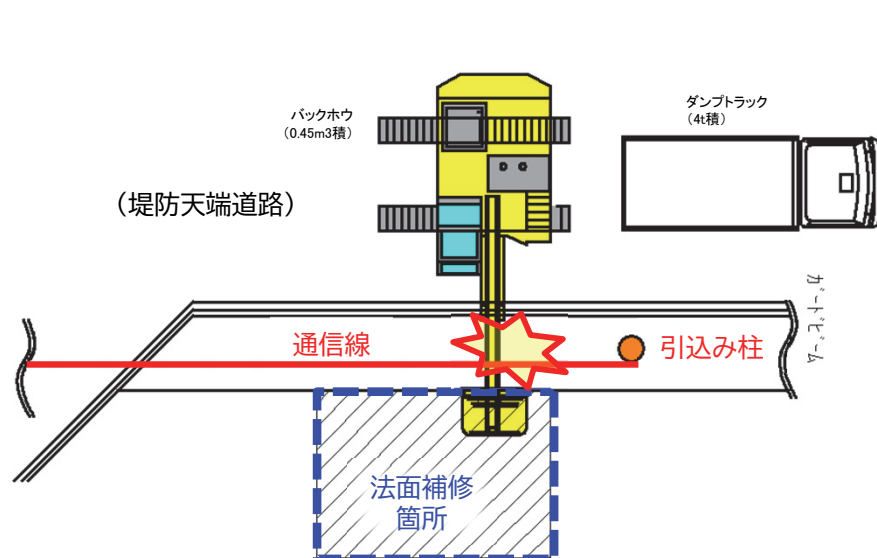
受注者の再発防止策

①架空線へ防護管を設置、または三角旗の設置により架空線位置を明示する。

■事例13 公衆災害事故（公衆災害）【架空線損傷】

事故概要 法面補修作業完了後、バックホウのブームを上げた際に上空の通信線を切断したもの。【影響世帯なし】

事故発生状況



事故原因 ①短時間で完了する当該作業に関する接触・切断等事故防止対策の検討が十分ではなく、適切な保安措置を行っていなかった。

受注者の再発防止策

①短時間で完了する作業でも、支障物件の事前調査・事故防止対策の検討を徹底する。

■事例14 公衆災害事故（公衆災害）【人身事故】

事故概要

橋梁補修工事において、歩道を規制して伸縮装置の撤去作業を行っていたところ、現場内に自転車が進出し、撤去した伸縮装置部の段差で転倒し一般の方が負傷したもの。

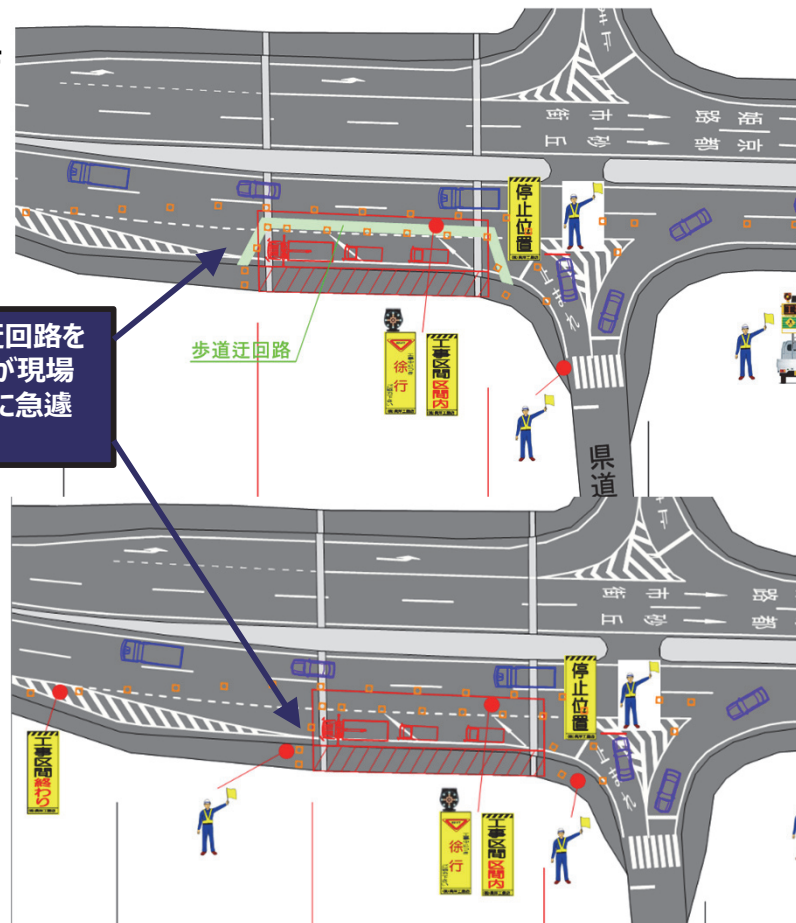
事故発生時の状況



施工計画時 歩道迂回路有

歩行者自転車の迂回路を設置せず、誘導員が現場内を誘導する規制に急遽変更した。

施工時 歩道迂回路無 現場内を誘導対応



事故原因

- ①監督職員に報告することなく、現場代理人が独断で当初の施工計画と異なる交通規制方法に計画を変更して作業を行った。
- ②歩行者用通路を設置していなかった。
- ③コーンバーによる進入防止措置が無かった。
- ④遠方が視認できる注意喚起案内が無かった。
- ⑤歩道利用者への注意喚起案内が無かった。

受注者の再発防止策

- ①施工計画と現地の整合、変更手続きのチェック体制を強化する。
- ②カラーコーンとコーンバーで工事場所と通路を区切った安全な歩行通路を確保する。
- ③カラーコーンとコーンバーで歩道に隙間がないよう囲い、一般者に対し確実な立入禁止措置をする。
- ④誘導員が遠方から視認できるよう照明を追加設置する。
- ⑤歩行者と自転車に向けて、照明付きの注意喚起案内看板と回転灯を設置する。

■事例15 公衆災害事故（公衆災害）【人身事故】

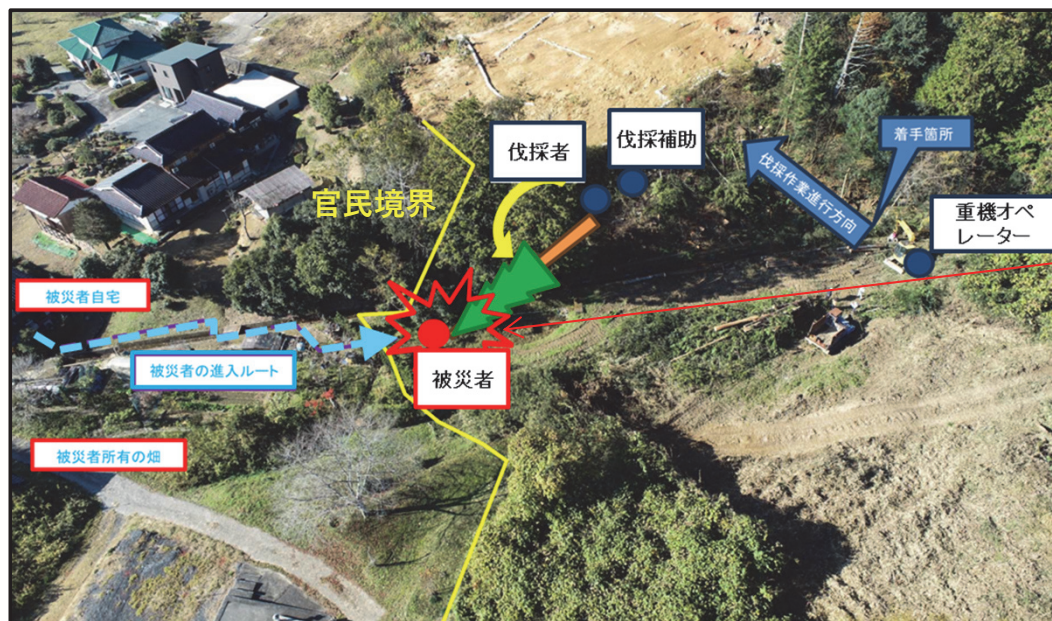
事故概要

伐木作業中に事業用地内に誤って進入した地元住民（被災者）と切り倒した伐木の先端部分が接触し、被災者が右足の大腿骨を骨折した。【負傷者1名】

事故発生時の状況

- ①伐採・伐採補助・重機オペレーターの3名で作業を行っていた。
- ②伐倒時には周辺に人がいないことを、作業員それぞれの位置から全員で目視確認した後、声掛け合図を行った。

- ③被災者が事業用地内に進入し、切り倒した伐木の先端部分が接触した



被災者の進入ルート
(カラーコーン等は事故発生後に設置)

里道等は無かったが平坦で容易に
立ち入りできる箇所があった

事故原因

- ①伐倒前に周囲に人がいないか確認した際に、作業員の安全を確認したが、第三者の進入を想定した確認ができていなかった。
- ②工事車両の搬入路には立入防止措置を施していたが、官地民地の境には立入防止措置を行っていなかった。

受注者の再発防止策

伐倒時に第三者が伐倒半径内に入っている可能性も考慮し、作業主任者または安全巡視員が確実に確認を行う。追加の安全対策として、元請は安全管理体制強化の為、安全巡視員を変更追加する。

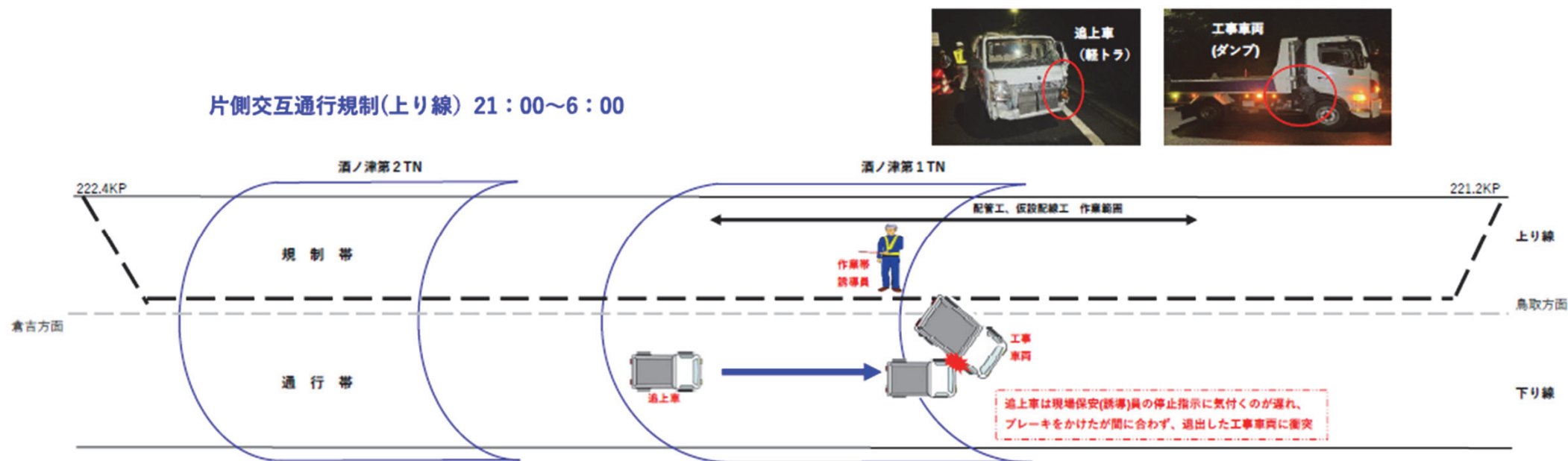
第三者が進入する事を想定し、現場内に進入が可能な箇所については、施工範囲(ロープ+立入禁止看板)の明示を行う。また、追加で周辺住民に対して、工事周知のチラシを作成し配布する。

■事例1 交通事故（工事関係者）【交通事故（道路）】

事故概要

トンネル警報設備工事において、片側交互規制内より交通誘導員の合図により規制内から4tダンプ車が退出した際、規制の追い上げ車（軽トラック）が4tダンプに追突したもの。

事故発生時の状況



事故原因

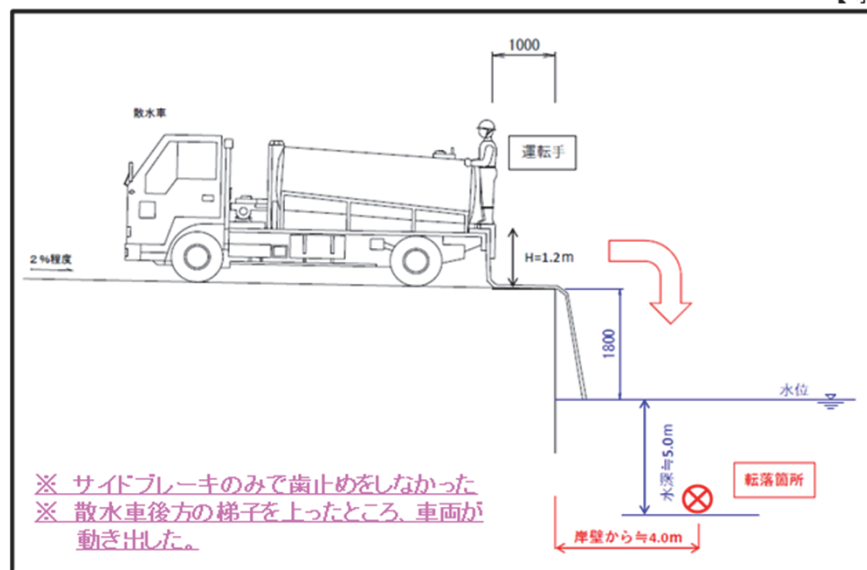
- ①作業帯誘導員と追上车運転手による工事車両の規制帯からの入退場時の具体的な連絡方法と合図が決められていなかった。
- ②K Y時の規制内作業における入退場時の連絡事項が曖昧で、口頭で連絡となっており作業員及び誘導員に周知できていなかった。

受注者の再発防止策

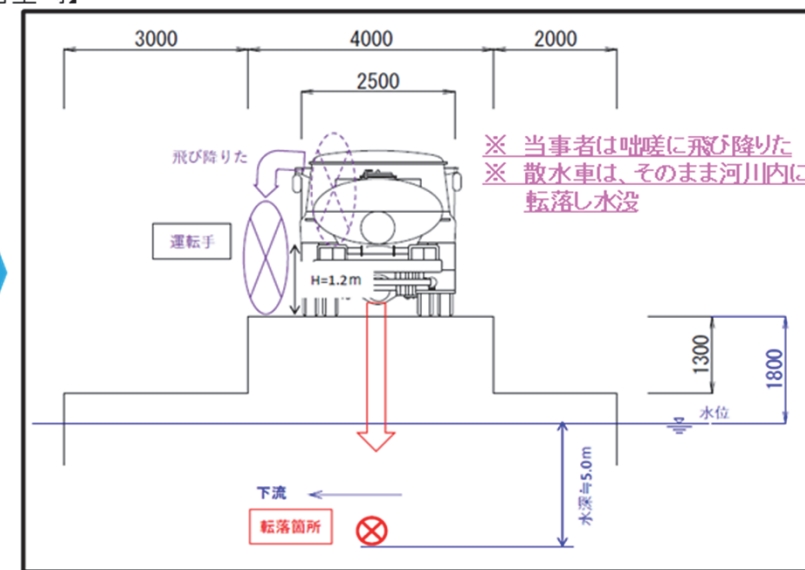
- ①工事車両の規制帯からの入退場時の具体的な連絡方法と合図を明確に設定して、関係者に周知徹底する。
 - ・規制班の連絡体制、連絡方法の合図を明確にする。（追上车との連絡が取れるまでの工事車両等の入退場を厳禁）
 - ・追上车の停車を必ず確認し、退場車両を出すことを明確にする。
 - ・作業員に場内ルールを記載したものを携帯する。
 - ・規制帯からの入退場方法及び車両の配置状況（入退場の場所）を周知する。

仮置場の散水養生で使用していた散水車の水を汲むため、河川に移動。散水車の水を汲んでいる際、当事者は満水になっているか確認するために散水車後方の梯子を上ったところ、散水車が後方に動き出し、そのまま河川内に転落し水没【車両水没・けが人なし】

【平面図】



【事故発生時】



- 現場ルールで歯止めをすることになっていたが、サイドブレーキを過信し、歯止めの実施を怠った。
- 水を汲む場所の安全性(転落リスク)に対する配慮が不足しており、給水計画がなかった。
- サイドブレーキを引いているから大丈夫だろうという過信があり、動くかもしれないという安全意識が不足していた。

- 工事用車両(通勤車両含む)内に車両ルールの明示
- 新規入場の元請職員についても新規入場者教育実施及び現場ルールを周知徹底する。
- 遠方箇所では、テレビ電話により現地元請職員と安全巡視員で現場ルールを確認する。
- 遠方箇所での散水車給水時は、他地区元請職員とテレビ電話を繋ぎ、車両ルールの実施を確認。
- 散水計画を策定し、水汲み場を近隣生コン工場に変更。また、施工計画書に明記。
- 朝礼時に現場ルールを元請と作業員全員で唱和し安全意識を高める。
- 休憩所やトイレ等に事故事例や現場ルールを掲示し、意識を高める。
- 毎週末、元請職員と作業員で反省会を実施し、一人一人にルールを徹底できたか確認する。
- 遠方箇所で行事する場合、昼の作業打合せ時及び作業終了時、テレビ電話を使用し、複数人(監理技術者等)で安全注意事項を確認する。
- 元請職員が作業を行う場合、作業打合せ指示書に元請職員への安全指示も記載する。